

『やまなし心のバリアフリー宣言事業所』に登録しませんか！

山梨県では、改正障害者幸住条例の制定を機に、障害のある人もない人もお互いを尊重し、思いやりを持って生活できる共生社会を実現するため、障害者への接し方に配慮するなど、**下記の宣言事項のいずれかに関する取組を積極的に進める事業所を『やまなし心のバリアフリー宣言事業所』として募集します。**

■登録事業者への支援

- ① 県は、登録した事業所の名称や取組内容を広く県民に周知します。
- ② 障害や障害者に関する情報の提供を行います。
- ③ 宣言内容の具体的な取組に関し、助言します。



《宣言事項》

- 社員として、障害者を優先して雇用するための取組を進めます。
- 社員である障害者が、その能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境をつくるための取組を進めます。
- 社員である障害者や顧客である障害者など、全ての障害者に対して、障害を理由とする不当な差別をいたしません。
- 社員である障害者や顧客である障害者など、全ての障害者に対して、合理的な配慮の提供に努めます。
- 障害者と障害者でない者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる共生社会の構築に係る取組を進めます。

■登録の手続き

- ① 登録を希望する事業所は、裏面の登録申請書（様式1）の必要事項を記入の上、下記の担当課へ提出（郵送、ファックス、電子メール、持参）してください。
- ② 登録された事業所には、山梨県から登録した旨の通知と登録証を交付します。
- ③ 登録された事業所は、登録証を障害者等に分かる場所に掲示してください。

■対象事業所

県内に活動拠点を有し、事業活動を行う全ての事業所（国や地方公共団体等を除く。）

※ただし、労働基準等に違反する重大な事実があるなどの事業所は、登録できません。

【問い合わせ先・担当課】

山梨県福祉保健部障害福祉課
企画推進担当

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
電話 055-223-1460
fax 055-223-1464
shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

山梨県知事 殿

〒
住所
企業・事業所名
代表者職・氏名 印

やまなし心のバリアフリー宣言事業所登録申請書

やまなし心のバリアフリー宣言事業所登録制度実施要綱の規定による「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」として登録されたく申請します。

なお、同要綱第3条第2項のいずれにも該当しないことを誓約します。

業 種	1 農、林、漁業 2 鉱業、採石業、砂利採取業 3 建設業 4 製造業 5 電気・ガス・熱供給・水道業 6 情報通信業 7 運輸業、郵便業 8 卸売業、小売業 9 金融業、保険業 10 不動産業、物品賃貸業 11 学術研究、専門・技術サービス業 12 宿泊業、飲食サービス 13 生活関連サービス業、娯楽業 14 教育、学習支援業 15 医療、福祉 16 複合サービス事業 17 サービス業 18 その他（ ） ※該当する番号に“○”を付けてください。
従 業 員 数	人
連 絡 先	担当部署： 担当者名： 電話番号： fax 番号：
企業・事業所 ホームページアドレス	http:
宣 言 事 項	【 】社員として、障害者を優先して雇用する取組を進めます。 【 】社員である障害者が、その能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境をつくる取組を進めます。 【 】社員である障害者や顧客である障害者など、全ての障害者に対して、障害を理由とする不当な差別をいたしません。 【 】社員である障害者や顧客である障害者など、全ての障害者に対して、合理的な配慮の提供に努めます。 【 】障害者と障害者でない者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことのできる共生社会の構築に係る取組を進めます。 ※宣言する事項に“○”を付けてください。
取 組 事 例	※宣言事項に関する具体的な取組事例があれば記入してください。